

施策の展開方向

失業率の高い若年層や結婚や出産を機に仕事を辞めたために再就職が難しくなっている女性、あるいは高齢者の就労を促進する職業訓練や講座、相談窓口などの取り組みを充実します。また、就労意欲の高い障害者の就労環境の整備や就労機会の拡大を図るため、関係機関との連携を図りながら雇用の促進を図ります。

中小企業勤労者の福利厚生制度の整備を図るため、退職金制度導入の推進や労働に関する問題に対応する相談窓口を設置し、勤労者の福祉の向上に努めます。



勤労会館



しごとサポートコーナー（女性センター）

3

ゆとりを感じるまちに住むことができるようにします

現況と課題

●住環境

本市は、良好な居住環境の形成をめざし、高度成長期の急激な都市化に対処しながら、東京に隣接する住宅都市として飛躍的な発展をとげてきました。なかでも土地区画整理事業は歴史も古く、施行面積は市街化区域の4割を占めるに至っています。

一方、本市は、計画的整備の及ばない住宅密集地域や、現在の耐震基準が施行された昭和56年以前に建築された住宅が存在するため、安全性や利便性を考慮した良質な市街地環境の整備が望まれます。

●住宅供給

本市の住宅事情は、大規模なUR都市機構を含めた公共住宅の供給量が近隣市に比べて多いことや都心に近いことからマンションの供給が多いことが特徴になっています。このため、国勢調査(平成17年)によると、本市の持ち家に居住する世帯割合は58.1%となっており、近隣市、千葉県平均と比べ低くなっています。

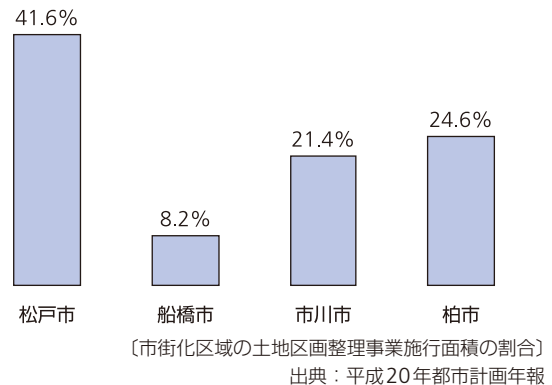
なお、市営住宅は、平成22年4月現在、23住宅1,564戸あり、約半数が、昭和56年以前に建築されたため、耐震補強等の改善の必要があります。また入居者の高齢化が急速に進んでいるため、高齢者の生活に配慮した住宅への改善が求められています。

●美しいまちなみ

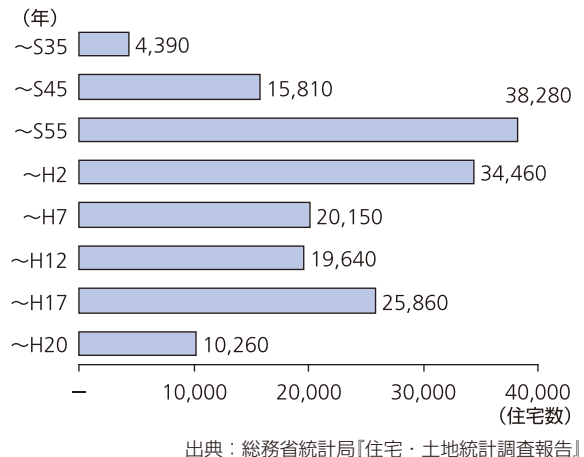
本市の市街化区域は、市域の約7割を占め、台地部では早くから大規模な団地建設や宅地開発がなされ、比較的ゆとりのあるみどり豊かな街並みが形成されています。一方、低地部ではやや密度の高い住宅地環境が形成されています。

市民ニーズ調査の結果からは、今後のまちのイメージとして、新たな開発よりも自然や緑、歴

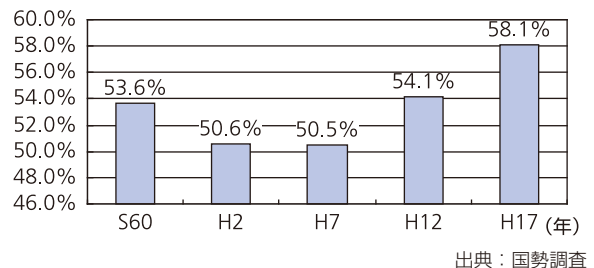
図表25-7 土地区画整理事業施行面積の近隣市比較
(施行中を含む)
平成20年3月31日現在



図表25-8 住宅建築の時期
(平成20年10月1日現在)



図表25-9 持ち家率の推移



史、文化など、松戸の良さを活かした緑花清流都市を選ぶ市民が多くなっており、ライフスタイルの変化や生活環境の質に対する価値観の多様化を背景として、市民の住宅に対する関心は、住宅の広さとともに周辺公共スペース、自然環境といった総合的な住環境へと広がっています。

松戸市の良さ・強み

- 23の駅があるなど利便性の高さに加え、自然環境も豊かな良好な住環境が整備されています。
- 住宅の供給量が多く、価格もお手ごろ感が強くなっています。
- 江戸川や矢切の斜面林など自然に恵まれ、景観づくりの資源が豊富にあります。

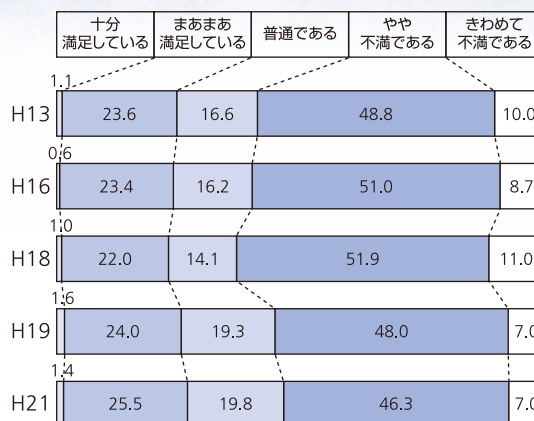
めざしたい将来像

文化的で自然豊かなゆとりのあるまちと感じられるように、産・学・官・民が連携してまちづくりをすすめることで、地域のコミュニティが生まれ、市民のふるさととしてふさわしいまちを実現します。

めざそう値

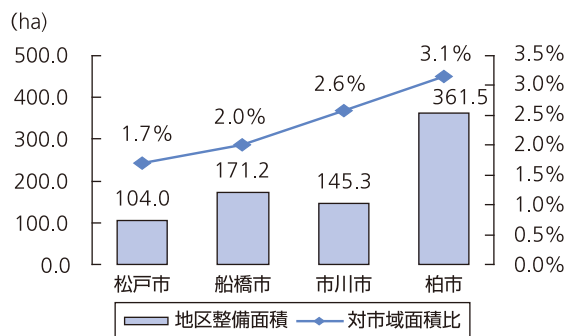
	実績値		現状値	めざそう値
	13年度	19年度	21年度	32年度
安心やゆとりを感じている人の割合	24.6%	25.6%	26.9%	30%
最低居住面積水準未達率	7.0% (10年度)	—	8.3% (20年度)	0%
景観づくりに参加する人の数	—	48人	73人	120人
地区計画策定面積	104.0ha	104.0ha	104.9ha	127ha

図表25-10 安心やゆとりの6項目の満足度



出典：市民意識調査

図表25-11 地区計画面積の近隣市比較



出典：平成20年都市計画年報をもとに作成

市民と行政それぞれの役割

●市民の役割

- 近隣の人たちと協力して、自分たちの地域の良さや足りないところを一緒に考え、良好な住環境が維持できるように協力し合うようにします。
- 市民は、可能な範囲で、環境に配慮した住環境とするように心がけます。
- 良好な住環境を創りあげる上で必要な場合には、可能な範囲で、自己の遊休地を提供などするようにします。

●行政の役割

- 防災面や自然環境、利便性に配慮した良好な住環境を整備します。
- 地域の特性に応じた良好な住環境のため、地区計画^{*28}や建築協定^{*29}などができるようにサポートします。
- まつどらしさを共有し誇りの持てる地域社会を実現するため、市民、事業者と協働で景観づくりをすすめます。
- 公共的住宅などのあり方を産・学・官・民で連携して検討し、市民に広く情報提供します。

施策の展開方向

① 住環境が整ったまちにします

本市では、市街地環境の整備、改善を図るため、土地区画整理事業などを促進しており、1人当たりの居住面積についても、近隣市と比べ同等の水準にあり、近年上昇傾向にあるため、良好な居住環境が拡大しつつあると考えられます。

今後も快適で利便性の高い市街地環境の整備を進めるため、都市基盤の整備や再整備を要する区域にあっては、地区計画制度など様々な手法の活用を図り、市街地環境の向上をめざします。

また、松戸市耐震改修促進計画に基づき、耐震化を促進することにより、安全な住宅に誘導し、住生活基本計画に定める基本理念「松戸の歴史・文化と人材を活かし、誰もが安心して豊かに住み続けられる住生活の実現」に向けて、基本目標に沿って各種事業を推進します。



地区計画制度を活用した住環境

② 生活の援助が必要な人に住宅を供給します

経済的な理由で住まいの確保に困窮する世帯や、母子家庭、障害者、高齢者などの民間賃貸住宅への入居が難しい世帯についても、住まいが確保でき、安心して生活を営めるように、公営住宅を今後も確保していきます。

現在の戸数を基本に、耐震化・バリアフリー化等を行い、既存ストックの質の転換を図りつつ、同等程度の住宅を確保していきます。

さらに、特別に支援が必要な人々へのソフト的な施策として、居住支援づくりを検討していきます。



市営住宅

③ 美しいまちなみを増やします

生活都市として快適でうるおいのある美しい都市の景観づくりをめざし、自然や歴史・文化を大切にするとともに、道路、河川などの公共空間やまちなみを構成する建築物などの景観に配慮し、市民や事業者と協働で景観づくりを推進します。

そこで、景観にかかわる意識の高揚を図るとともに、景観基本計画で定める松戸らしい景観づくりの基本的な考え方や方向性に基づき、地域住民の意向に沿ったまちづくりの実現に向け、市民、事業者、行政のそれぞれの役割を明確にしながら各種事業を推進します。

関連個別計画

- 松戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 松戸市都市計画マスタープラン
- 松戸市都市再開発方針
- 松戸市景観基本計画
- 松戸市景観計画
- 松戸市住生活基本計画
- 松戸市市営住宅ストック総合活用計画
- 松戸市耐震改修促進計画



4

誰もが安心してスムーズに移動できるようにします

現況と課題

●歩行者等の移動

急速な高齢化が進むなか、高齢者や障害のある方々をはじめとして、誰もが安心してスムーズに移動できる歩行空間の整備が求められています。そのため、本市は、交通事業者など特定事業者と重点整備地区2ヶ所(松戸、新松戸・幸谷地区)を中心にバリアフリー化を進めています。

●車の移動

交通手段として車を気軽に利用する市民は増えており、国道6号や県道に接続する箇所及び狭小幅員の道路、路上駐車等が原因で渋滞が多く発生しています。交通渋滞は、移動時間を延長させ、快適性や安全性をそこなうとともに、緊急車両の通行などに支障を来すことから、幹線道路をスムーズに移動できるようにし、住宅地に車が入りこまないよう、都市計画道路をはじめとする道路整備を行っています。

●公共交通等の利用

松戸市内には、JR常磐線、JR武蔵野線、新京成線、東武野田線、北総線、流鉄流山線の6本の鉄道と、23の駅があり、都心へのアクセス及び市域内の交通ネットワークも充実した利便性の高いまちです。

なお、この公共交通の結節点には、通勤・通学者、買い物客などの自転車利用者のために自転車駐輪場を整備しています。

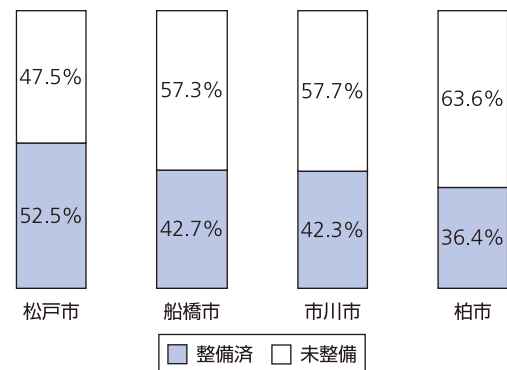
一方、急速な少子・高齢化による鉄道利用者の減少や、つくばエクスプレスの開業等(平成17年8月)により、JR常磐線の混雑は解消されつつありますが、鉄道利用者の減少は、列車の運行本数の削減につながるなど、新たな問題も生じております。

図表 25-12 道路の整備状況
(平成21年度末現在)

区分	実延長	舗装延長	舗装率
国道	17,819m	17,819m	100.00%
県道	67,965m	67,965m	100.00%
市道	1,089,938m	1,057,160m	97.00%
計	1,175,722m	1,142,944m	97.21%

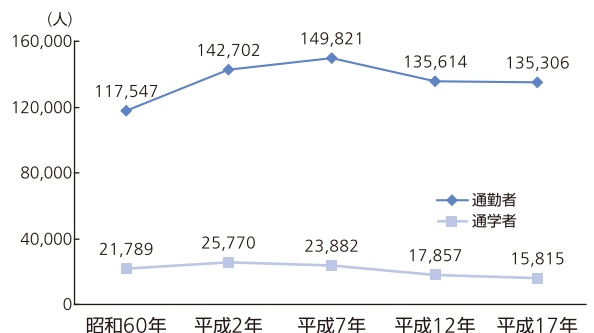
出典：松戸市政の概要

図表 25-13 都市計画道路整備状況の近隣市比較



出典：平成20年都市計画年報をもとに作成

図表 25-14 松戸市から他市への通勤・通学者の移動の状況



出典：国勢調査をもとに作成

松戸市の良さ・強み

- 都心に近く、市内には、6本の鉄道と路線バス5事業者による公共交通ネットワークが充実し、交通利便性は高い状況にあります。
- 市内一円に道路網が整備されており、どこからでも幹線道路にアクセスしやすくなっています。

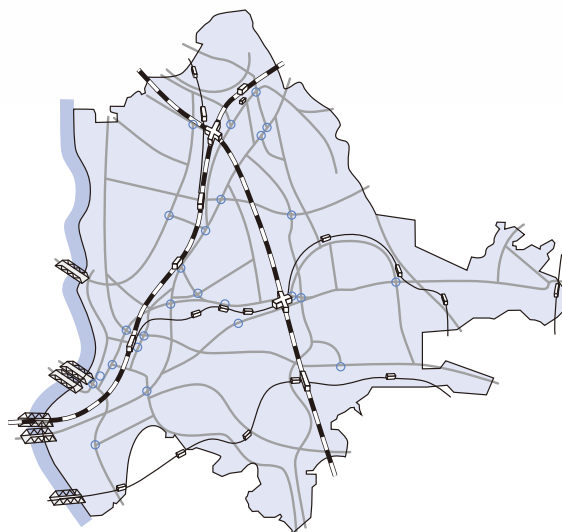
右図は、市内の主な渋滞箇所を表示しています（○印、26ヶ所）。

国道、県道などの接続箇所に右折レーンがない、狭小幅員など道路の構造上の問題と、路上駐車などによる渋滞が原因で発生しています。

※渋滞箇所

通勤時間帯における車の信号待ち回数が概ね3回以上となる箇所

図表25-15 渋滞箇所の状況



めざしたい将来像

誰もが安心して気軽に外出できる街並みを増やすために、人と自然にやさしい公共交通と道を整備することによって、いつまでも住み続けていたいまちを実現します。

めざそう値

	実績値		現状値	めざそう値
	13年度	19年度	21年度	32年度
道路のバリアフリー地区別完了率	—	6.7% (1/15 地区)	6.7% (1/15 地区)	27% (4/15 地区)
鉄道駅のバリアフリー化率（ワンルート整備率）	5.3% (1/19 駅)	47.4% (9/19 駅)	60.0% (12/20 駅)	100%
鉄道の混雑率（緩行電車）	209% (12 年度)	179% (18 年度)	173% (20 年度)	150%
鉄道の混雑率（快速電車）	205% (12 年度)	177% (18 年度)	175% (20 年度)	150%
渋滞箇所数	28 箇所	26 箇所	26 箇所	25 箇所

市民と行政それぞれの役割

●市民の役割

- 市民は、行政に要求するだけでなく、必要な施策であれば、できるだけ協力するようにします。
- 市民は、歩きにくい道や危険な道について調べ、『マップ』を作り注意を促すなど、その解消に可能な範囲で協力します。
- 誰もが、歩きやすいように、思いやりをもって、道路に自転車等を放置したり、物を置かないようにします。

●行政の役割

- 行政は、まちづくりの全体計画や課題を、地域住民にわかりやすく丁寧に説明するようにします。
- 生活道路が安全になるように、幹線道路も含めて、全体的な計画をもって進めます。
- バリアフリー化など歩行者の安全を優先した道づくりを、優先順位を明確にして行います。
- 市内の道路について、管理基準に基づき評価し、補修などの優先順位を明確にします。

施策の展開方向

① 歩行者等が移動しやすくなります

「松戸市交通バリアフリー基本構想」に基づき、特定事業者(公共交通事業者、道路管理者、公安委員会)が、重点整備地区内の駅や特定経路等についての整備または整備着手をめざした「特定事業計画」を策定することを支援してきました。同計画により、松戸地区においては、引き続きバリアフリー化整備を進めていきます。

今後は次期重点整備地区を検討しながら、引き続き段階的に整備を計画していきます。



② 車で移動しやすくなります

市民生活に欠かすことのできない社会基盤として、道路の機能を確保するため、定期的に、道路のパトロールを行い、計画的に舗装整備や段差解消を図っていきます。

また、交差点の改良などにより、渋滞の解消を図るとともに、都市計画道路の段階的な供用開始に向けて、整備に努めていきます。



都市計画道路3・3・7号 横須賀紙敷線

③ 公共交通が利用しやすくなります

鉄道については、鉄道駅のバリアフリー化などの支援、運行計画や運行本数の確保等に向けて、国土交通省や鉄道事業者等関係機関に働きかけて利便性の向上をめざしていきます。また、JR常

磐線の東京駅乗り入れにあたっては、市民の交通便利性を高めるため、沿線自治体とともに、JR東日本と協議していきます。

バスについては、回転所の確保や路線変更の協議等、バス事業者への支援や関係機関への働きかけ、市民への情報提供など、生活の足となるバス路線の確保、維持等に向けた取り組みを行います。

放置自転車対策としては、各駅に自転車駐輪場を整備し、市内16駅周辺に、放置禁止区域を設けています。今後も、放置自転車防止指導員を配置し、啓発を続けるとともに、放置禁止区域内に放置された自転車を移送保管し、駅周辺の安全な歩行空間を確保していきます。

関連個別計画

- 松戸市都市計画マスタープラン
- 松戸市交通バリアフリー基本構想



ノンステップバス



自転車駐車場



5 安全な河川に整備し、きれいな水とふれあえるようにします

現況と課題

●治水

本市における河川は、江戸川に沿った低地を中心とする坂川流域、市川市を下流域とする真間川流域、手賀沼を下流域とする手賀沼流域の3つの流域に分かれています。過去の大雨では、坂川と新坂川に挟まれた栄町・西馬橋地区や長津川沿いの中和倉・新作地区、前田川沿いの八ヶ崎地区、国分川沿いの大橋地区、春木川沿いの日暮地区などで浸水被害が発生していましたが、河川や排水路の断面積を広げる改修事業により、年々浸水区域も減少しています。

これまでは、基本的に1時間50mm程度の降雨を想定して対応しておりますが、近年、突発的な集中豪雨などの浸水被害が発生しており、対応が望まれています。

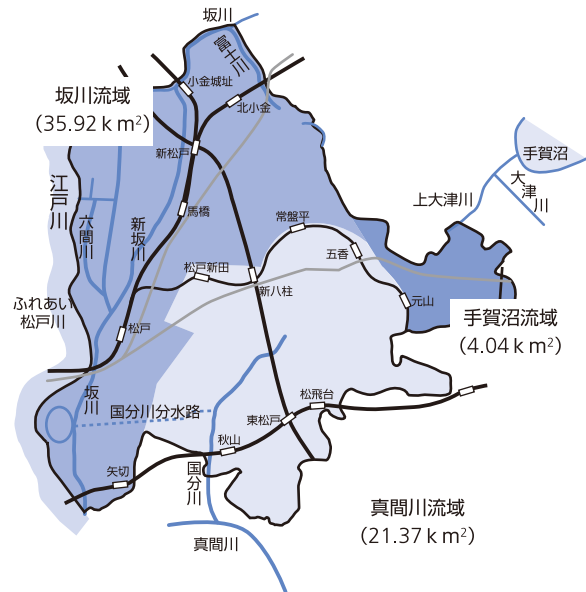
●水環境

江戸川及び坂川流域では急激な都市化が進み、以前は汚濁や臭気の発生など河川の水環境が大きく悪化していました。このため行政(国・県・市)と地域住民が一体となった「水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンス21)」「第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)」により、国による「ふれあい松戸川」の整備や下水道事業等との連携などにより水環境の改善を進めています。なお、下水道利用率は、平成13年度に62.17%であったものが、21年度には、74.10%となっています。

千葉県に協力して進めている「坂川再生事業」では、小山から赤塚までの区間で、川沿いの歩道や川岸の整備、水辺に近づける工夫、植樹やレンガ橋の保存などを進めています。

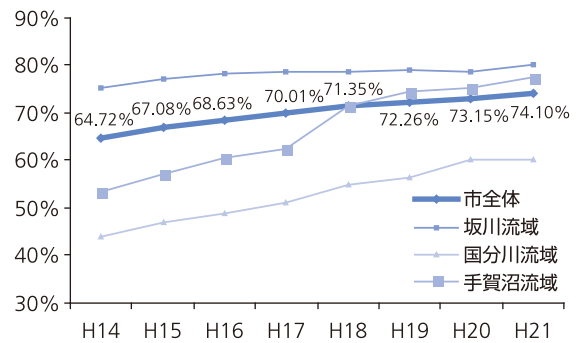
河川水質の代表的な指標であるBODの推移をみますと、坂川流域では、平成13年度に5.9mg/ℓが20年度には7.0mg/ℓに、国分川流域では、15mg/ℓが9.0mg/ℓになり、環境基準値の10mg/ℓを下回っています。

図表 25-16 松戸市の河川流域(全体：61.33km²)



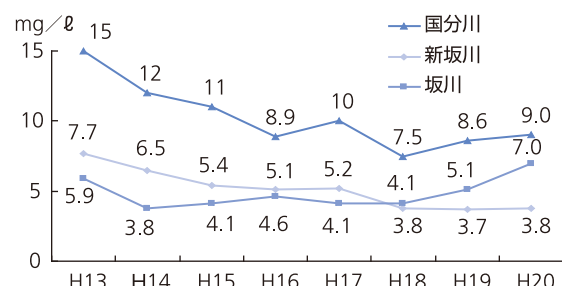
出典：河川清流課資料

図表 25-17 河川流域ごとの下水道利用率の推移



出典：下水道整備課資料

図表 25-18 BOD 経年変化(75%値)



出典：環境の現状と対策

松戸市の良さ・強み

○江戸川をはじめ大小河川に恵まれています。

めざしたい将来像

清流と豊かな自然環境の保持に向けて、浸水被害を少なくし、川に親しめるような整備をすることで、川辺が市民の憩いの場となることを実現します。

めざそう値

	実績値		現状値	めざそう値
	13年度	19年度	21年度	32年度
緑地・河川などの自然環境に満足している人の割合（再掲）	21.1%	22.7%	19.4%	25%
流域整備面積率	54.6%	57.4%	57.9%	62%
BOD（75％）値 （国分川水系）	15mg/l	8.6mg/l	9.0mg/l （20年度）	10mg/l 以下
水質基準達成率 （国分川水系 BOD）	37%	75%	83% （20年度）	100%
BOD（75％）値 （坂川水系）	5.9mg/l	5.1mg/l	7.0mg/l （20年度）	5mg/l 以下
水質基準達成率 （坂川水系 BOD）	45%	66%	58% （20年度）	100%
河川利用イベントの参加者数	—	10,395人	18,700人	22,000人
下水道利用率 （下水道利用者数 / 市内人口）	62.17%	72.26%	74.10%	85%

市民と行政それぞれの役割

●市民の役割

- 河川の浄化をはじめ環境づくりのための行動に参加します。
- 川に愛着をもち、きれいな川に保つように心がけます。
- 川に親しみをもてるようなイベントの開催などに協力するようにします。
- 住宅の新築にあたっては、雨水浸透ますを設置するようにします。
- 下水道の処理区域では汚れた水を速やかに下水道(汚水管)に接続することで、川を汚さないようにします。

●行政の役割

- 河川および水路等の雨水排水整備を推進します。
- 下水道の整備を推進します。
- 雨水浸透ますや浸透舗装を推進するようにします。
- 市民が川に親しみを持てるように、川辺の整備を進めるとともに、親水や生活排水などの啓発を行います。
- 下水道が整備されていない区域については、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 江戸川河川敷で、川に親しめるイベントなど新しい利用方法を検討します。



施策の展開方向

① 水害を少なくします

浸水被害常襲化地区の水害の軽減を図るため、河川と排水路の計画的な改修を行います。

市街地における雨水対策については、放流先河川の改修事業と調整を図りながら、浸水被害常襲化地区、および計画的な開発が進められている地区を中心に治水対策を推進します。

近年、都市における局所的な集中豪雨がみられ、その浸水対策が必要となってきました。

河川や排水路などの整備を推進し、保水や遊水機能の保全に努めるとともに、市民が災害(洪水)時に備えるためのソフト対策を含め、治水安全度の向上を図ります。



整備された国分川

② 水環境をよくします

本市は、行政面積に対する河川の延長が県内で最も長い都市です。親水性に配慮した護岸を整備するとともに、環境学習などの市民参加による水辺活用プロジェクトを推進し、こうした豊かな水の資源を都市の魅力づくりに生かしていきます。

また、河川の水質保全や衛生的な生活環境の向上のため、普及率100%をめざして下水道施設の整備、普及を推進します。

さらに、市内河川にかつての清流を取り戻し、生態系の維持機能の向上を図るため、排水における水質の規制や河川愛護の啓発に努め、公共下水道整備とともに河川浄化施設などの水質改善対策を推進します。

また、雨水の貯留や浸透による水源の確保や環境用水などの導入を図り、河川や湧水地の水量の確保に努めます。



坂川親水広場

関連個別計画

- 松戸市河川の治水計画
- 水環境管理基本計画

6 いつでも安心して水道水が使えるようにします

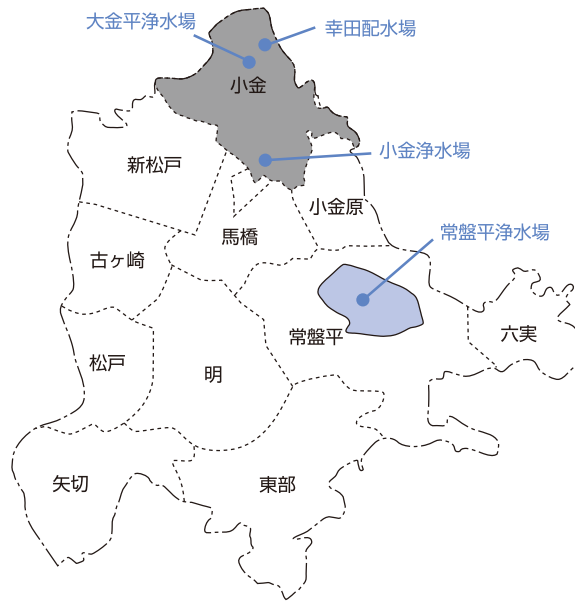
現況と課題

松戸市の上水道は、江戸川の表流水を水源とする千葉県営水道と、深層地下水及び北千葉広域水道企業団からの供給用水を水源とする松戸市営水道との、二つの水道事業者が供給しています。市営水道の給水区域は、小金地区・常盤平地区の2箇所で、給水面積は、合計7.8平方キロメートルになっています。

市営水道が行っているアンケート調査によれば、「水道事業に満足している人の割合」は、平成13年度に21.6%であったものが、19年度には28.4%と高まっています。

なお、市営水道においては、平成20年度に第5次拡張事業が完了し、小金浄水場を新設したところです。現在は、長引く景気低迷の影響を受けての水需要・料金収入の減少、老朽管をはじめとする老朽施設への対応、地震・災害への対応等が課題となっています。

図表 25-19 松戸市営水道給水区域



松戸市の良さ・強み

○市営水道は、地下水と北千葉広域水道事業団の浄水された水を、水源としているために、常に安定して水を供給できています。

めざしたい将来像

いつでも水道水が使えるために、災害に強い施設を整備することで、引き続き、安定した飲み水を実現していきます。

めざそう値

	実績値		現状値	めざそう値
	13年度	19年度	21年度	32年度
水道事業に満足している人の割合	21.6%	—	28.4% (20年2月)	41%
浄・配水施設の更新率	—	11.0%	43.6% (21年3月)	78%

市民と行政それぞれの役割

●市民の役割

○限られた水資源を大切に使います。

●行政の役割

○安全な水を安定的に供給します。

○水道管等、施設のメンテナンスに関する合理的な計画をたて、実行します。

○水道水の供給源を確保します。

○災害など万が一に備えての市・県の連携を充実するなど緊急対応できるようにします。

施策の展開方向

水道事業の経営にあたり、経営目標である、「安全で良質な水の供給」、「安定給水の確保」、「サービスの向上と健全経営」を行うため、常に事業の見直し・精査を行っていきます。

また、今後も耐震性の向上を図るため、耐用年数を迎える老朽管を始めとする浄・配水場の老朽施設を地震などの災害時にも水を確保できるよう、適切な耐震性能を有する施設へと、計画的に更新していきます。



関連個別計画

○水道施設更新事業計画(市営水道)

第6節—— 都市経営の視点に立った行財政運営

多様化・高度化する市民ニーズに対して的確かつ迅速にこたえるため、効果的で効率的な行政運営を推進するとともに、財源の確保を図り、長期的な事業計画に基づき適正な財政運営に努めていきます。

さらに、近隣自治体との連携を高め、国、県、関係機関との協調も図りながら、市民、事業者、行政の強力なパートナーシップのもと、地方自治の確立に努めます。

松戸市の良さ・暮らしやすさ (あなたの想いを聴くインタビュー〈市民編〉より)

都市経営の視点に立った財政運営

市民本位の積極的・誠実な行政サービス

15人

市政の努力が見える。役所が親切で、話がスムーズに進む。また、すぐやる課等、市民本位の課があることを誇れる。

公共施設の数の多さ・利便性の高さ

7人

松戸駅前でたいいの公共施設の用がすむし、支所が多く市民センターの配置も良いので便利に住める。

先進的な市政

5人

「すぐやる課」や「川をきれいにする課」等の先進的な取り組みがあり、全国的にも著名な施策が行われている。

松戸市の将来イメージ (あなたの想いを聴くインタビュー〈市民編〉より)

都市経営の視点に立った財政運営

公共施設が有効活用され、より整備された街

10人

予算をかけずに、廃校校舎などを有効に利用して公共施設が整備されている。また、市民が運営する施設が増えて、時間や利用に融通がきくようになっている。

存在感、イメージがアップした街

9人

松戸市の知名度・ブランド力が向上し、東葛飾地区や千葉県のリリーダ的な存在になっている。

合併して政令・中核市になった街

8人

市町村合併をして中核市、政令指定都市になる。それによって財源が増え、必要なサービスが行き届いた暮らしやすい街になっている。

1 市民ニーズに基づく行政経営を行います

現況と課題

●計画行政と広域行政

「後期基本計画づくりのための市民ニーズ調査（平成21年3月）」によれば、松戸市の良さベスト3は、「①首都東京に近く、利便性が高い」「②緑と水が多く、のんびりでき、癒される空間が多い」「③市内のどこに居住しても、日常生活の利便性が高い」です。また、まちづくりの方向性として望まれているのは、「①安心して医療が受けられる」「②緑花清流」「③バリアフリー」でした。

なお、広域行政については、政令指定都市に関し、東葛広域行政連絡会(6市)、東葛飾・葛南地域4市政令指定都市研究会など3つの研究会に属し、研究してきました。合併により、政令指定都市をめざすことのメリット・デメリットを市民と共有し、研究を続けることが課題となっています。

●市民への情報提供

行政経営において、市民参加をより一層進めるためには、これまで以上にわかりやすくタイムリーな市政情報の公開・提供をし、信頼関係を築くことが重要です。

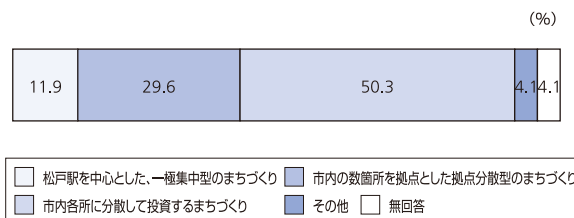
こうした中、本市では、広報紙の発行に加え、ホームページの開設、パートナー講座(出前)の開催など、わかりやすい情報提供をこころがけ、また、情報公開制度の整備、パブリックコメント手続^{*30}の導入等の制度の充実を図ってきました。なお、パブリックコメントの実施件数は、平成20年度において6件になっています。

また、個人情報保護については、市民の重要な情報を預かる機関としての責任を果たすため、情報の流通や管理の形態の変化に合わせた対策づくりをしていく必要があります。

●行政経営の生産性

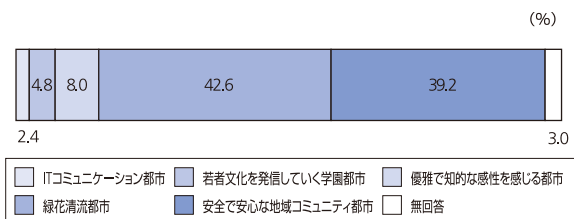
行政経営の生産性をはかる指標の1つに、職員1人当たりの人口があります。公営企業を除き比

図表26-1 今後のまちづくりへの希望



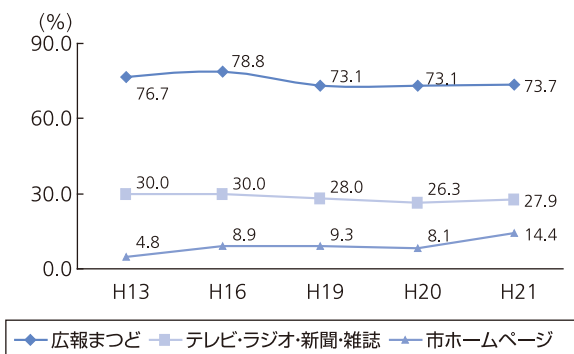
出典：松戸市総合計画第3次実施計画づくりのための市民ニーズ調査(平成18年10月)

図表26-2 今後のまちのイメージづくりへの希望



出典：松戸市総合計画第3次実施計画づくりのための市民ニーズ調査(平成18年10月)

図表26-3 行政情報の入手経路



出典：市民意識調査

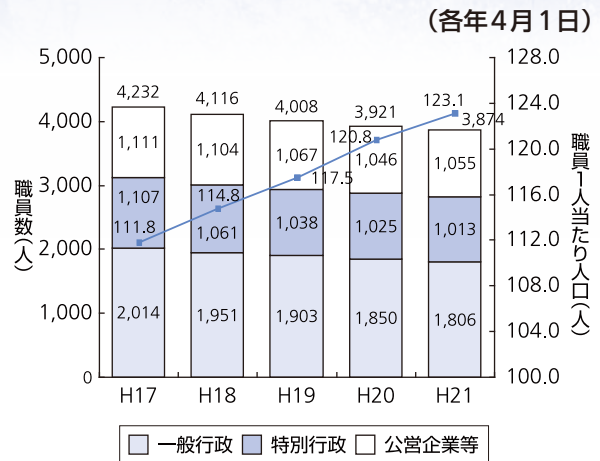
較すると、本市は近隣市よりも少ない職員数でサービスを提供しています。しかし、平成18年に「行政改革推進法」が制定されるなど、更なる改革が望まれています。

また、情報システムについては、業務の効率性を向上させる目的で、住民基本台帳をはじめとする基幹システムの整備、情報系ネットワークの整備などを行ってきました。一方、近年のICT革命においては、行政の効率を高めることだけでなく、住民生活が直接便利になるようなICT活用も期待されております。

松戸市の良さ・強み

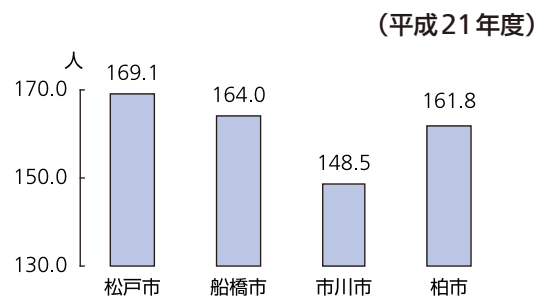
- すぐやる課をはじめ市民本位の積極的・誠実な行政サービスを行っています。
- 行政リストラをはじめ、継続的に行政改革を行うとともに、新たな行政経営の仕組みづくりに積極的に取り組んでいます。

図表26-4 職員数と職員1人当たりの人口



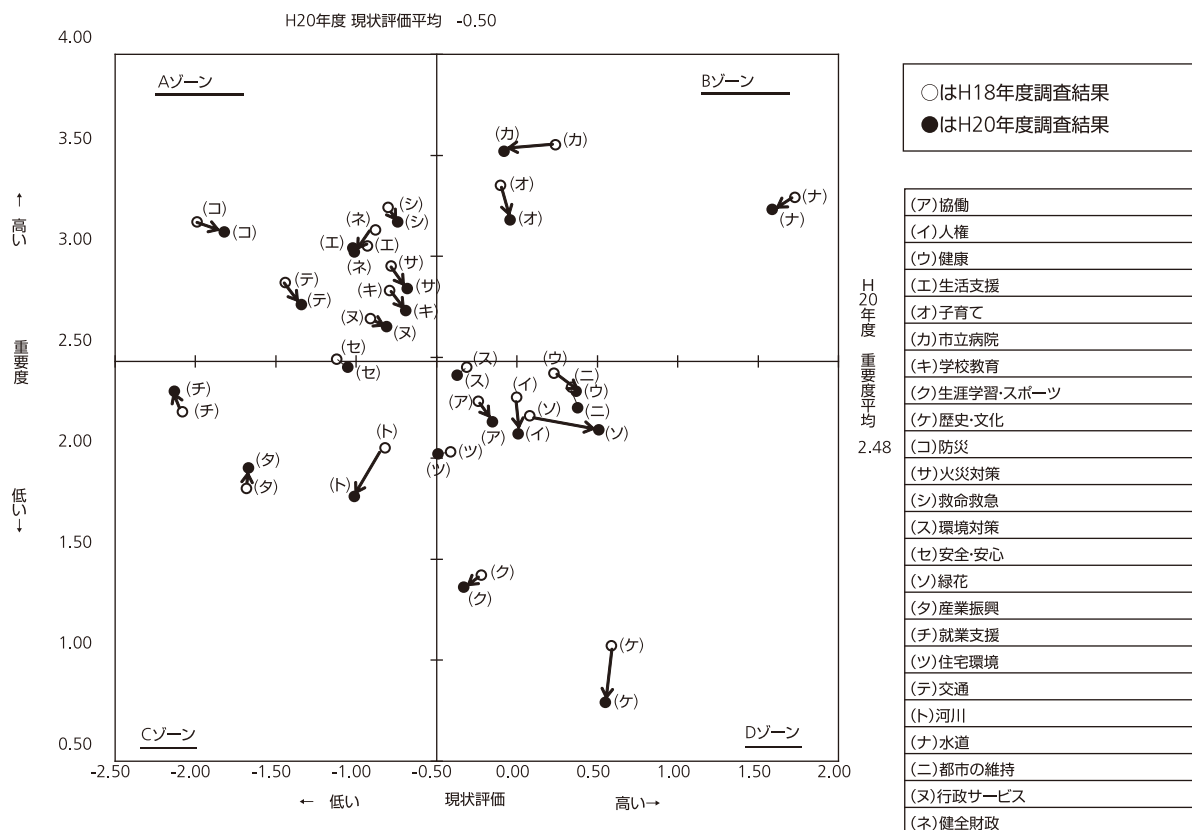
出典：総務企画本部企画管理室資料

図表26-5 一般・特別行政職員1人当たりの人口



出典：総務企画本部企画管理室資料

図表26-6 現状評価・重要度の散布図



出典：後期基本計画づくりのための市民ニーズ調査(平成21年3月)

めざしたい将来像

50万人になろうとする市民が、安心して住みやすく、満足してもらえるようなまちを実現します。そのため、継続的な対話を経た力強い連携から政策が生まれる仕組みづくりをし、経営基盤を強化します。

めざそう値

	実績値		現状値	めざそう値
	13年度	19年度	21年度	32年度
住み続けたいと思う人の割合	58.6%	58.2%	60.0%	65%
行政サービスの改善度	—	—	26.8%	35%
後期基本計画のめざそう値の達成率	—	—	—	100%
行政情報入手段に係るホームページの割合	4.8%	11.3%	14.4%	25%
インターネットを利用している人の割合	38.1%	61.3%	60.0%	70%
いきいきと働くことができる職員の割合	—	—	49.2%	60%

市民と行政それぞれの役割

●市民の役割

- ご近所づきあいやボランティア参加など身近なところから始め、公共への関心を高めて、地域や世代間などいろいろなところで対話を行うようにします。
- 市政協力委員、町会・自治会、防犯組織などが活性化するようにできる範囲で参加するようにします。
- 行政に関心をもち、自分が主役だという意識で、一人ひとりが原動力となるようにします。
- 行政や町会・自治会などに対し、自らの考えを提案するようにします。

●行政の役割

- 市民ニーズや満足度を定期的に把握し、市政に反映する仕組みづくりを行います。
- 説明責任を果たし、市民と情報共有できるようにします。
- 政策の公平性・公正性を確保するようにします。
- 多様化する市民ニーズに応じ、行政としての役割を明確にして、きめ細やかに、行政サービスを提供します。
- 市民や職員からの新しいアイデア・提案について、表彰します。
- 職員は、市民のため、また、自らのために、スキルアップを行うようにします。

施策の展開方向

① 市民ニーズ等を把握し、総合計画を策定します

基本計画の実現のため、財政的な裏付けをもたせた短期的な事業計画としての実施計画を策定します。実施計画は、選択と集中を明確にした戦略的な計画とします。また、基本計画の評価は、政策展開の方向に示すめざそう値の達成状況を中心に、適時、状況を把握し、評価していきます。実施計画については、計画事業以外の事業も含めて行政評価によりモニタリング^{*31}を行い、計画期間満了後、達成状況进行评估します。

なお、公共ニーズを充足する主体間の連携を高めるため、産学官で情報交換を行う場を設け、連携事業の可能性を検討していきます。

そして、地域主権改革の進展により、基礎自治体としての本市の役割は大きくなることから、その役割に見合った財政基盤の充実強化や広域的課題への取り組みについて、国・県へ要請していきます。また、広域行政については、引き続き、近隣市との連携や合併による政令指定都市移行などの研究を行い、広く議論するための情報を提供していきます。

② 行政活動を透明にします

本市の活動状況をわかりやすく伝え、市民と行政の信頼関係を構築するため、広報まつどを定期的に発行するとともに、ホームページなどのインターネット技術を使っての情報提供を適時、行っていきます。また、市職員が出前で市政情報をお伝えするパートナー講座(出前)の充実や、よりわかりやすい説明になるよう工夫していきます。

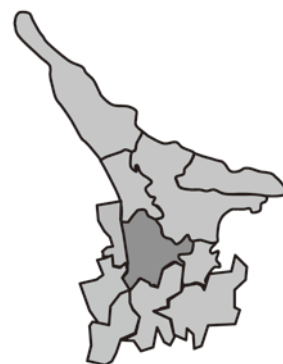
また、情報公開制度を適切に運用し、透明性を確保するとともに、行政資料センターの情報内容の向上を図っていきます。

さらに、重要な政策の形成にあたっては、パブリックコメント制度をはじめ、市民会議などを適切に活用し、市民意見を的確に募集し、政策に反映するようにします。



まつど未来づくり会議での話し合いの様子

合併・政令指定都市に関する調査研究報告書



平成 21 年 6 月

松戸市

③ 人材や情報システムを活用し、生産性の向上を図ります

地域主権政策が推進されているなか、より一層、地方自治体の「自己決定・自己責任の原則」が徹底され、経営責任が問われる時代となります。多様化する行政需要に、より少ない職員数で、効率的に対応するため、行政評価などを通して、事務事業を点検します。そして、民間事業者を活用したり、市民との役割分担を見直すなかで、行政が行うべき事業を選択し、経営資源の集中を図ります。

また、組織機構については、行政需要に柔軟に対応し、市民にわかりやすく、的確に市民に向き合えるように見直しを図ります。

複雑化、高度化した様々な課題に対応できる高度な知識・能力を備えた人材の育成をめざします。特に、今後の施策展開にあたっては、市民と行政が協働して推進する場面が増えていくことから、わかりやすい説明ができ、様々な場面で話し合いを行う上で必要なノウハウをもった職員を増やします。また、新しい公共経営を担えるマネジメント能力をもった幹部職員を育成します。

本市情報システムは、これまでも「情報システム最適化計画」などに則り、その整備と構築に努めてきましたが、日々進化するICTに対して、常に敏感に適応する必要があります。そのため、新たな情報政策の全体計画を整備し、行政情報の電子的な提供を図るなど、電子的な市民サービスを向上するとともに、行政内部の事務のより一層の効率化を推進していきます。また、情報システムの運用については、地域情報プラットフォーム^{*32}の導入や、外部情報資産の活用なども視野に入れ、効率化を図ります。

関連個別計画

- 庁内刷新行動計画
- 情報システム最適化計画

2 財源、財産を適正に管理し、配分します

現況と課題

● 財政運営

先の見通しが立たない経済情勢にあって、本市財政運営は難しい局面にあります。

財政健全化法に基づく、健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)は、大幅に早期健全化基準を下回っており、健全な状況にあります。

しかしながら、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」は、平成13年度に86.4%であったものが、平成21年度には93.7%まで上昇しています。一般的には、建設事業等に一定の財源を振り向けるためには、経常収支比率は、70～80%の範囲にあることが望ましいと言われています。

なお、自主財源比率については、平成13年度に67.0%であったものが、19年度は72.6%になりましたが21年度には69.6%となり、再び低下しています。

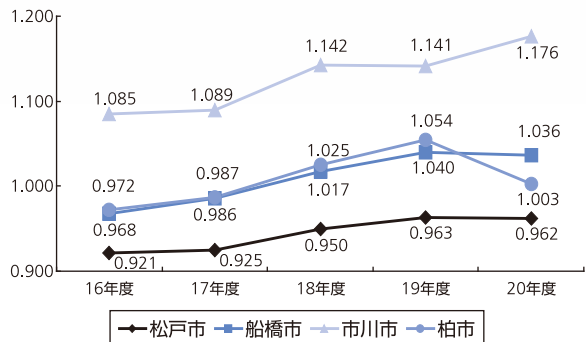
また、本市の市民一人当たりの市税収入は、平成21年度144,006円であり、近隣の市川市、船橋市、柏市と比較して、約1割低くなっています。こうした担税力からも、さらなる行財政改革を続ける必要があります。

● 財産管理

本市においては、昭和40年代から50年代にかけて、公共施設を市内各所に整備してきました。こうした公共施設が、建築年から相当年数を経過し、修繕や耐震化、建替え等への対応が課題となっています。

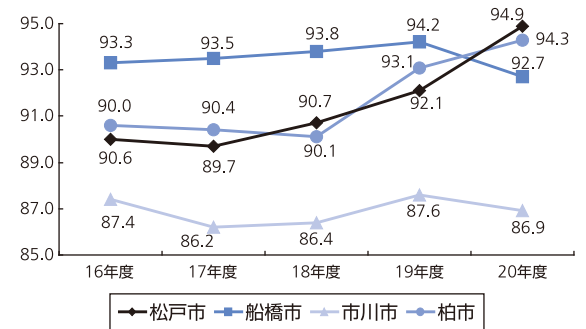
なお、市民意識調査によると、「市役所・支所を不便に感じている人の割合」は、平成13年度の36.2%から、21年度は37.0%と減少は見られず、より使いやすい施設に改善していくことが、課題となっています。

図表 26-7 財政力指数(他市比較・経年変化)



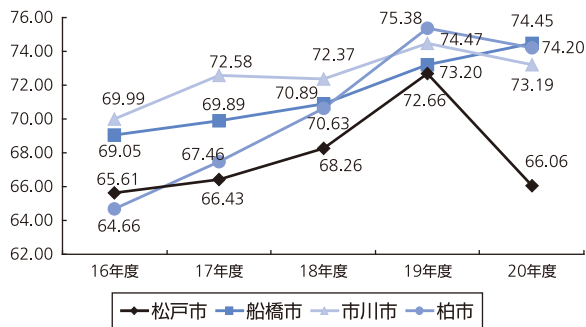
出典：松戸市の財政状況

図表 26-8 経常収支比率(他市比較・経年変化)



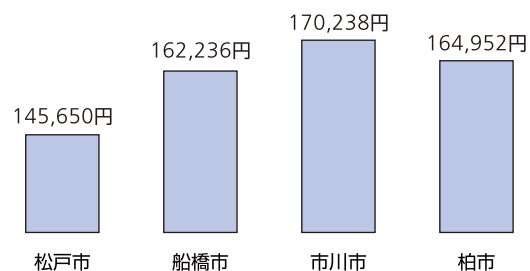
出典：松戸市の財政状況

図表 26-9 自主財源比率(他市比較・経年変化)



出典：松戸市の財政状況

図表 26-10 1人当たり市税収入の近隣市との比較 (H20)



出典：松戸市の財政状況

松戸市の良さ・強み

○市内各所に公共施設が整備されています。

めざしたい将来像

市民ニーズに弾力的に応えられる活力に満ちた松戸市となるために、発展性のある健全な財政運営を実現します。そのために、将来を見越して、社会資源の有効活用を図りつつ、柔軟かつ大胆な発想で歳入・歳出とも不断の見直しを行います。

めざそう値

	実績値		現状値	めざそう値
	13年度	19年度	21年度	32年度
財政力指数	0.886	0.963	0.951	1.050
経常収支比率	86.4%	92.1%	93.7%	85%
自主財源比率	67.0%	72.6%	69.6%	70%
将来負担比率	—	30.1%	29.9%	35%

市民と行政それぞれの役割

●市民の役割

- 積極的に情報を取得し、市の財政状況をチェックするようにします。
- 納税義務を果たし、サービスに対するの受益者負担があることを意識します。
- 行政だけをあてにすることはせず、自らできることは、自分で行うようにします。

●行政の役割

- 松戸ブランドの開発など松戸の魅力を高めるような政策を生み出す仕組みづくりを行い、担税力を高めめます。
- 財政状況に関する透明性を確保するため、積極的にわかりやすい情報を発信します。
- 広告収入など税以外の収入の確保を検討します。
- 市の有形・無形の資産を有効に活用できる仕組みづくりを行います。

施策の展開方向

① 財源を確保し、有効に配分します

平成19年に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、平成20年度決算から新たな健全化判断基準と再生判断基準が適用されました。本市においては、これまでも「松戸市行財政改革計画」などにより取り組んできましたが、行財政改革の一層の推進が必要とされています。

また、市税の収納率向上に向けた取り組みとして、差し押えた不動産の公売を行うなどのほか、市税以外の各種料金等についても税と一元的な滞納管理を行うとともに、担税力の強化を図ることにより歳入の確保を図ります。

歳出については、義務的経費の増加を極力抑制しつつ、選択と集中により、限られた投資的経費を有効活用し、最大の効果があがるよう不断の見直しを行います。

なお、基本計画に掲げられた施策を個別事業にまとめ、財政的な裏づけをもたせた実施計画を着実に推進するため、毎年、中期的な財源推計を行いながら、事務事業を見直し、計画的な財政運営を行っていきます。



② 財産を管理し、有効な活用を図ります

市の様々な財産を、適正に管理するとともに、その資源を活かし有効かつ効率的に運用していきます。また、公会計による財務4表(貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書)の整備を進め、市の財産の現状を広く公開していきます。

行政目的としての役割が終了した財産(土地等)については、売却も含め、有効な活用を図ります。その他、行政目的として先行取得した土地については、その事業の方向性も含め、有効活用を検討します。

耐震性が不足している公共施設については、「松戸市立小学校及び中学校施設等耐震改修基金」などの有効活用を図り、計画的な修繕・耐震化を進めていきます。

本計画の計画期間である平成32年度以降には、人口急増期に建設した公共施設が、次々に50年以上を経過することから、適切な維持管理により延命化を図りつつ、今後の市民ニーズの変化も見越した中で、市民意見を聴きながら、公共施設の再編に向けたプランづくりを行います。



市役所本庁舎

関連個別計画

- 松戸市耐震改修促進計画

第3章 | 計画の推進にあたって

第1節—— 多様な担い手による計画の推進

平成12年4月の地方分権一括法の施行以降も、地方分権の動きは更に早まり、地域主権の動きへとつながってきています。一方、地域間格差の拡大、地域やコミュニティにおけるセーフティネットの確保などさまざまな問題も起きてきています。

こうしたなかで、各地域の個性・良さを核にした地域開発が期待されるようになり、公共サービスや地域開発を担う上で、行政の取り組みだけに拠るのではなく、それぞれの地域やコミュニティの潜在力を活かした協働型でのまちづくりが必要不可欠になっています。

「第2章 政策展開の方向」において、市民と行政それぞれの役割を設定しているのも、本計画に定めるめざしたい将来像を実現するためには、多様な担い手による計画の推進が必要になっているからです。

本計画の策定にあたっては、できるだけ多くの市民や職員との対話を基盤にしてきましたが、計画の推進にあたっては、市民と職員、市民同士など様々な対話が起きるよう促進し、計画の推進を担う様々な主体の想いを一つにして行動していきます。

第2節—— 事業実施への仕組みづくり

「基本計画」は、基本構想の実現のために必要な施策の方向を体系的に整理するものであり、その実現のために、財政的な裏付けをもたせた短期的な事業計画としての実施計画により推進していきます。

実施計画は、政策分野ごとの関連個別計画との連携も図りながら、原則として3年ごとに、選択と集中を明確にした戦略的な計画として策定します。そして、毎年、中期的な財源推計を行いながら、事業を見直し、めざしたい将来像の実現をめざしていきます。

なお、「第1章 リーディングプラン」は、本市のめざしたい未来像に到達するための重点施策を明示したものです。その中でも特にメリハリをつけて実施するものについては、実施計画において、戦略プロジェクトを設定するなど、推進体制を明確にして推進することにします。

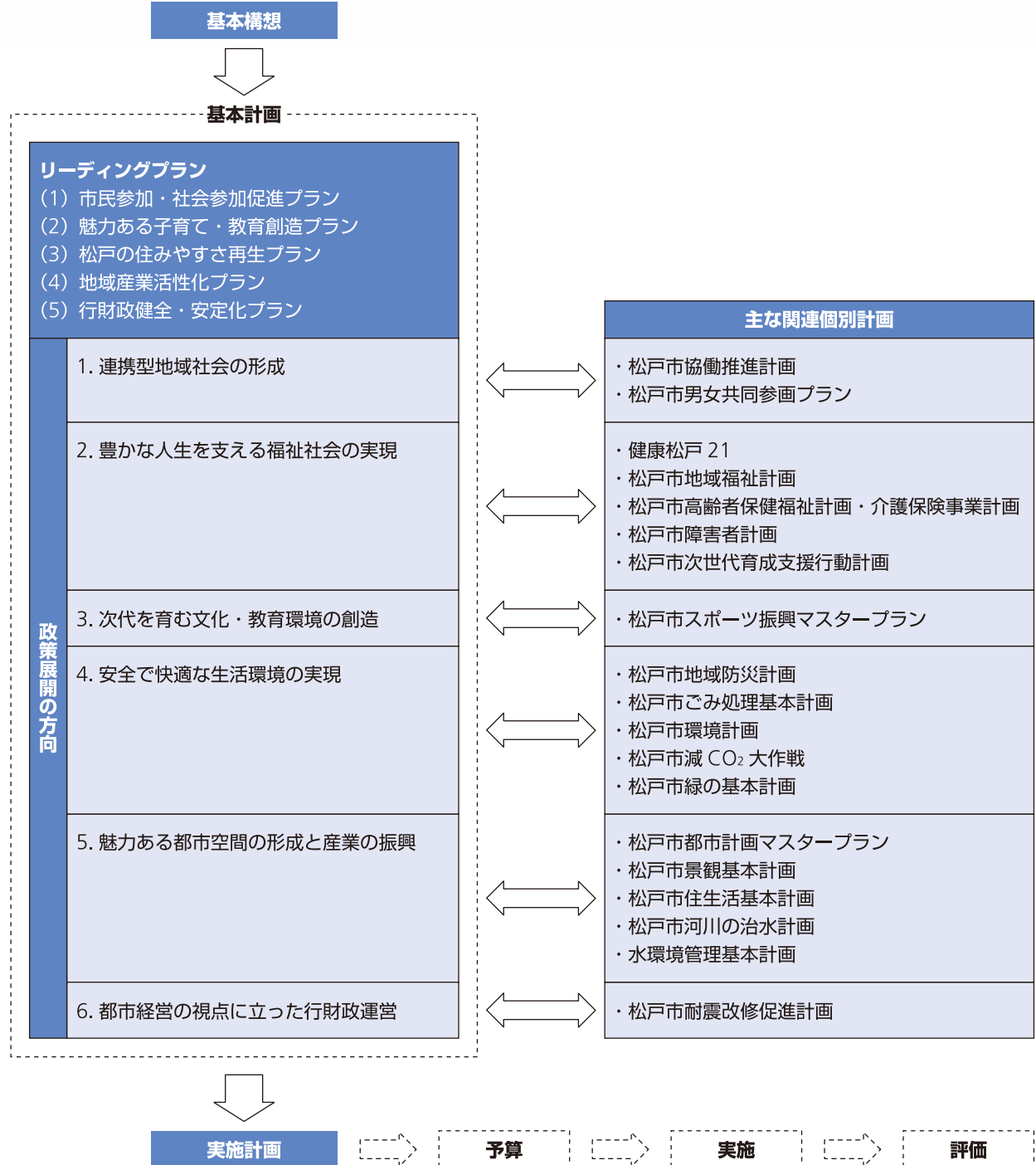
第3節—— 計画の評価と見直しの仕組み

基本計画の評価は、政策展開の方向に示す「めざそう値」の達成状況を中心に、適時、状況を把握していきます。「めざそう値」は、本計画を推進する多様な担い手が協働・連携して自ら取り組むことにより実現が期待される期待値です。めざそう値の達成状況も市民と一緒に確認し、まちづくりを担う多様な方々と共に松戸市をよくしていこうという活動を広げていきます。

実施計画については、毎年度、計画事業以外の事業も含めて行政評価によりモニタリングを行い、計画期間満了後、達成状況进行评估します。

なお、基本計画については、実施計画策定に合わせて、3年に1度程度、見直しを行い、必要な箇所を改定しながら、推進していきます。

●総合計画、個別計画の関係図



松戸市基本構想

平成9年12月16日

松戸市議会議決

序章

1 位置

松戸市は、千葉県北西部に位置し、江戸川をはさんで東京都と埼玉県に隣接しています。市の北側は流山市、東側は柏市と沼南町、南側は鎌ヶ谷市と市川市に接し、西側は江戸川を境に東京都葛飾区と埼玉県三郷市に接しています。

市域面積は61.33km²で、東西11.4km、南北11.6kmとほぼひし形の広がりとなっています。

2 沿革

松戸市は、水戸街道の宿場町として、また舟運交通の要衝として栄えてきました。市制を施行した昭和18年の人口は4万人程度であり、昭和30年代の半ばまでは農業主体のまちとしてゆるやかな人口の増加傾向をたどってきました。

その後、急激に膨張する首都東京の住宅需要の受け皿として、新しい市民が全国各地から移り住み、激しい人口移動と増加を繰り返し、人口約46万人を擁する全国でも有数の生活都市として大きな発展をとげてきました。

今日では、このような激しい人口変動の対応に追われた時期から、ようやく人口の増加も落ち着き、生活都市として成熟期を迎えつつあります。

3 基本構想の目的

基本構想は、将来の松戸市の発展方向を展望し、21世紀の新たな時代の将来像を描き、その実現のため行政が推進すべき基本的方向を示すことを目的とします。

4 基本構想の目標年次

基本構想は、西暦2020年(平成32年)を目標年次とします。

5 設定人口

基本構想の目標年次である西暦2020年(平成32年)の人口を50万人と設定します。

第1章 基本理念

首都東京に隣接した生活都市として急激な発展をとげた松戸市は、現在約17万5千世帯、人口46万人を擁し、常磐線沿線の中核都市を形成しています。

まちの年輪とともに、松戸に生まれた「松戸っ子」が成長し、転入世代も松戸で長く暮らす人が多くな

り、親と子が松戸を「ふるさと」として住み続けるようになっています。

市民の多くが、21世紀の森と広場や江戸川の豊かな水とみどりのある松戸の風景に愛着を覚え、松戸に残された歴史的な資源とともに、梨やネギなどの農産物を自慢し、松戸での地縁や血縁はもとより、新たな交流により「知縁」を深めています。

こうした本市の生いたちをふまえ、市民一人ひとりが尊重され大切にされ、これからも安心していきいきと住み続けることができるまちづくりが求められます。

私たちの生活は、家族をはじめとした多くの人とのかかわり合いにより成り立っています。これから本市も、少子・高齢社会を迎えます。年齢を重ねることにより、若くて元気な時には一人でできたことも周囲からの支援が必要となり、次代を担う子どもたちについても健やかな成長を支えるきめ細かな支援が欠かせません。

これからの時代は、今まで以上に身近なところでのかかわり合いが大切となり、身近な地域の果たす役割の重要性が増し、より思いやりにあふれ、互いに支え合う地域社会が求められます。

また、四季を彩る豊かな自然があり、先人の日々の暮らしの中で築かれてきた、伝統と歴史が生かされた快適な地域づくりが求められます。

本市が、これからも活気あふれる自立した生活都市として発展していくためには、これまでも増して人々の就業の場となる産業の確保や、さまざまな人が出会い、集い、働き、学ぶなどの、日常的な交流を支える拠点となる商業・情報・文化機能などの充実が重要となります。また、活気やにぎわいとともに、市民が誇れる都市としての風格を備えることも大切です。

次代を担う子どもたちに、快適なまち松戸として引き継ぐために、温暖化現象などの地球規模での環境問題を考慮しつつ、市民一人ひとりができる限り地球にやさしいまちづくりを推進することが必要です。

自然の生態系を守り保全することの重要性を認識し、水資源の確保や有効活用、資源のリサイクル、自然エネルギーの有効活用、積極的な緑化推進への取り組みなど、地球環境と調和したまちづくりが強く求められます。

そこで、本市のまちづくりを行うにあたり、次の3つを基本理念とします。

- 1 人権が尊重されすべての人が安心して暮らせるまち
- 2 快適な環境の中で人と人が支え合う地域社会のあるまち
- 3 地球にやさしい市民の交流を支える活力と魅力あるまち

第2章 松戸市の将来像

基本理念に基づき、西暦2020年(平成32年)の松戸市の将来像を「いきいきした市民の舞台」「ここちよい地域の舞台」「風格ある都市の舞台」のあるまち・松戸と設定します。

「次代を担う子どもたちのふるさと・緑花清流による松戸の創生」を合言葉に、市民、事業者、行政が一体となり、真の豊かさを感じることでできる3つの舞台が調和したまち松戸をめざします。

いきいきした人の顔、子どもの様子は、周りの人々を安心させ明日の生活に夢を与えてくれます。21世紀を歩む松戸市には、このような「いきいきした市民の舞台」があります。

また、人と人がかかわり合い、安全で便利な活動の場があり、自然とふれあうことができる「ここちよい地域の舞台」があります。

さらには、歴史や文化の香りの中で、活発な都市活動が広く展開している「風格ある都市の舞台」があります。

これらの3つの舞台が相互に連携し調和することにより、緑が多く、美しい花が咲き、清流がよみがえり、さまざまな動物や植物の育成環境があり、また、歴史にふれあいながら快適に生活することができ、

次代を担う子どもたちに魅力的なふるさとが創造されます。

第3章 まちづくりの基本方針 —住んでよいまち・訪ねてよいまち—

21世紀の新しい松戸は、将来像に掲げた3つの舞台のそれぞれが相互に連携し調和することによって創造されます。

これは、すべての市民が、快適な地域社会に暮らし、本市を訪れる人々とともに50万都市にふさわしい風格を感じ、文化的で活力のある都市活動を展開することにより、住んでよかった、訪ねてよかったと思えるまちの創造です。

そこで、社会や経済状況の変化への適切な対応と、生活都市としてこれまで培い蓄積してきた資源を生かしながら、すべての人々が住み続けられる「住んでよいまち」の実現を基調とするとともに、都市としての活気やゆとりを形成し、多様な世代がともに暮らし、来訪者にも喜んでもらえる「訪ねてよいまち」の実現をめざします。

第1節 充実した生活都市づくり

これまでの生活都市としての蓄積をもとに、さらに安全性を高め、福祉や文化・教育環境などを向上させ、より生活しやすいまちづくりを進めます。

そこで、身近な地域を単位として、市民主体のきめ細かなまちづくりを進め、地域コミュニティの醸成を図ります。

また、都市としての個性や魅力を高めるため、市域を自然と歴史を生かした3つのまとまりとしてとらえ、それぞれのまとまりごとの特性を生かしながら、市民生活がより豊かになる、真に「住んでよいまち」といえる「充実した生活都市」を実現します。

1 生活に身近な地域の形成

充実した生活都市を実現するためには、まちの発展経緯や自然環境、日ごろの生活圈などをふまえた身近な生活の範囲に目を向け、それを基本に考えていく必要があります。

そこで、支所の管轄区域を基本とした身近な地域を設定し、地域ごとの居住環境の改善や生活サービスの質を高め、自立した地域コミュニティを醸成するとともに、各地域の個性を生かしながら、愛着のもてる地域づくりを展開します。

また、それぞれの地域には、中心となる生活拠点の育成と充実を図ります。生活拠点には、支所を中心として、身近な商店街、保健・福祉・医療サービス拠点や文化活動の場、地域公園などの充実を図り、市民生活を支えるための利便性や快適性を確保していきます。

2 環境特性を生かした3つのまとまり

松戸市には、さまざまな特性をもった地域があります。生活都市としての機能をこれまで以上に充実するためには、地域の特性や地域相互のつながりを考慮して、都市としての個性や魅力を高めることが必要です。

本市の地形は、江戸川沿いの低地部と下総台地の一部に属する起伏の多い台地部とに大別されます。

低地部には、大小の河川や水路が張り巡らされた比較的平坦な風景の中に、各駅を中心とした商業地とともに、戸建の住宅を中心とした街並みが広がっています。

また、台地部には、古くから人々の営みがあり、水戸街道沿いの集落から発展した歴史的な資源が残る

地区と、都市部としては比較的豊かな自然と住環境が計画的に調和した地区とに大きく分かります。

市域を、このような自然と歴史を基本とした3つのまとまりとしてとらえ、本市のみどりのシンボルとして定着した21世紀の森と広場を中心に、それぞれを「水と親しめる川の手のみち」「風薫る歴史のみち」「光輝くみどりのまち」とします。

この3つのまとまりごとの特性を生かしながら、自然・歴史的資源などを守り、育て、生かした、特徴のある充実した生活都市を実現します。

第2節 活力ある交流都市づくり

松戸市は、「住んでよいまち」を基調とする中で、東葛飾北部地域200万交流都市圏の一翼を担う都市としての大きな役割を自覚し、自立した幅広い活動のできる交流都市としての機能もあわせもつまちをめざします。

そこで、都市の顔ともいえる広域交流拠点の整備や育成を図るとともに、交流を支える広域的な交通網の整備にあわせ、市内の交通網を効率的に結びあい、豊かでうるおいのある都市として、質の高い市民生活と活気ある産業活動や文化活動を展開できる「訪ねてよいまち」といえる「活力ある交流都市」を実現します。

1 交流拠点の育成・整備

(1) 商業・業務拠点

松戸駅周辺地区は、古くから松戸の中心であり、すでに拠点としての集積がなされていることや、将来の交通基盤整備の可能性などを考慮して、商業や業務機能を中心とした広域交流拠点として育成します。

北松戸工業団地を中心とした地区は、今日の産業環境の変化を背景として、将来的に土地利用転換の可能性が高いことを見すえ、従来の生産機能に、新たな商業・業務・娯楽機能などを加えた広域交流拠点として整備を図ります。

この2つの拠点の連携を図ることでさらに拠点性を高め、50万都市にふさわしい顔となるよう育成します。

一方、新松戸駅周辺、八柱駅周辺、東松戸駅周辺については、鉄道の結節点としての役割とともに、これまでの経緯や将来的な開発可能性の高まりを考慮して、商業機能を中心とした拠点として充実します。

(2) 文化交流拠点

21世紀の森と広場は、松戸を代表するみどりのシンボルです。また、文化会館や博物館は文化活動の核となっており、今後も市民のみならず広範な人たちによる文化の交流が期待されます。

この周辺は、今後新たな発展の可能性を有していることから、豊かな自然と一体となった広域的な文化交流拠点として育成、整備を図ります。

(3) 川のレクリエーション交流拠点

斜面林、河川、農地など、松戸を特徴づける自然景観のある矢切地区に、既存の豊かな水とみどりの広がりを生かした、川のレクリエーション交流拠点の整備を図ります。

2 交流都市を支える交通網の整備

広域交流拠点の整備にあわせ、それぞれの機能、役割を十分に発揮できるよう、市内の交通ネットワークの充実のもとより、周辺の交通網整備との整合をとりながら、広域交通網の整備を図ります。

また、公共交通事業者との連携を図り、市民生活に密着したバス路線網をより充実するとともに、一層の安全性・利便性の向上をめざした環境整備を進めます。

また、地下鉄11号線の松戸延伸については、周辺都市との連携も視野に入れ、早期実現に向けて取り

組みます。

第3節 調和のとれた土地利用

土地は、限りある貴重な財産であるとともに、市民生活や産業活動の共通の基盤であり、その利用は地域の発展に大きくかかわってきます。

そこで、残された自然資源を守ることを基本に、人が住み、活動する生活都市と交流都市の調和を図る総合的な土地利用を進め、松戸の特性を生かした固有の風景を守り育て、各地域の調和のある発展に努めます。

1 豊かな自然環境との調和

本市の自然と歴史を守り、育て、豊かでうるおいのある都市づくりを行うために、約3割を占める自然的土地利用の保全を基調とします。

そこで、無秩序な開発を防止し、適正な誘導を図り、河川、農地、緑地などの保全や活用に努めます。

また、都市的土地利用を行う場合は、自然環境を生かし自然にふれあえるよう十分に配慮する計画的な土地利用を図ります。

2 ゆとりある市街地環境の形成

既成市街地は、交通体系の整備とともに社会経済活動などの動向や地域特性に配慮しながら、商業・業務・工業・住宅地を適正に配置し、有効かつ高度な土地利用を進めます。

特に、地域の拠点となる駅前は、交通結節点の役割とともに地域の魅力を高める環境整備を行います。また、密集市街地の居住環境を向上させ、調和のとれた市街地環境を形成します。

3 拠点にふさわしい土地利用

広域交流拠点、生活拠点などの市民活動が集中する地区は、特に効率的かつ計画的な土地利用を進めます。

そこで、それぞれの拠点の性格や機能に応じ、周辺環境と調和のとれた快適な空間づくりを行います。

第4章 施策の大綱

松戸市の将来像の達成に向けて、6つの施策の大綱を設定します。

第1節 連携型地域社会の形成

松戸で暮らし活動するすべての人々にとって、差別や偏見がなく基本的人権が尊重され、その能力を十分に発揮できる機会が平等に得られるまちづくりを進めます。

また、市民の創意と英知を結集した力がまちづくりに生かされ、市民と行政とが協力し合う連携型地域社会を形成します。

第2節 豊かな人生を支える福祉社会の実現

一人ひとりの市民が、その生涯を通してそれぞれの生活に合わせた成長発達ができ、いつでも心のほり

をもった豊かな人生を送れるよう、保健・医療・福祉の機会を拡充していきます。

また、思いやりのある福祉が充実し地域の活力を維持し増進できる地域社会をめざし、互いに支え合っ
て生きることができる福祉社会を実現します。

第3節 次代を育む文化・教育環境の創造

すべての市民が生涯にわたって主体的に文化、芸術、スポーツなどを学習できるよう環境を整備し、国際的な広い視野と平和を愛する心が生まれ、郷土に誇りと愛着がもてるまちづくりを進めます。

また、次代の担い手である子どもたちが、個性と創造性を備えた自立した人間として成長できるよう、家庭や地域社会とともに子どもたちを育てていきます。

第4節 安全で快適な生活環境の実現

市内に残された自然環境を守り、まちづくりに生かしながら、より自然の恵みを享受できるゆとりある快適な生活空間を整備するとともに、地球規模での環境問題の解決に貢献するため、持続的発展が可能なリサイクル型のまちづくりをめざします。

あわせて、防災・防犯体制の整備や消費者行政の推進により、安全で安心できる快適な生活環境を実現します。

第5節 魅力ある都市空間の形成と産業の振興

快適でゆとりある都市を実現するために、秩序ある土地利用を誘導し、都市活動と経済活動が調和する都市機能の強化や拠点の育成、整備に努め、魅力ある都市空間を形成します。

また、広域的な交流を促進し、次代を担う先導的な産業の育成や、新たな都市型産業の展開により就業の場としての魅力を高め、活力とにぎわいのある産業の振興を図ります。

第6節 都市経営の視点に立った行財政運営

多様化・高度化する市民ニーズに対して的確かつ迅速にこたえるため、効果的で効率的な行政運営を推進するとともに、財源の確保を図り、長期的な事業計画に基づき適正な財政運営に努めていきます。

さらに、近隣自治体との連携を高め、国、県、関係機関との協調も図りながら、市民、事業者、行政の強力なパートナーシップのもと、地方自治の確立に努めます。

資料編

1

1 中位推計 [p10]

「日本の将来推計人口」では、将来の出生推移、死亡推移について、中位・高位・低位の3仮定を設けており、中位推計は、出生中位仮定と死亡中位仮定を組み合わせた推計

2 常住人口 [p10]

直近の国勢調査人口を基準とし、これに毎月の住民基本台帳及び外国人登録の移動状況により集計したもの

3 コーホート要因法 [p10]

年齢別人口の加齢にともなって生ずる年々の変化をその要因(死亡、出生、および人口動態)ごとに計算して将来の人口を求める方法

4 刑法犯認知件数 [p11]

認知件数とは、警察において発生を認知した事件の数をいう

5 三次救急医療施設 [p11]

三次救急医療とは、救急車により直接、または初期・二次救急医療機関から転送される心筋梗塞、脳卒中、頭部損傷等の重篤救急患者に対する救命医療を行うことを指し、高度な診療機能を持つ「救命救急センター」により実施されている

6 地区社会福祉協議会 [p13]

「地区社協」と略される。市町村社会福祉協議会における、地域福祉の推進への地域住民の参加を図る基礎単位であり、主要な構成員組織として位置づけられている

7 実質赤字比率 [p14]

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模(標準的な行政活動を行うために必要とされる一般財源の規模)に対する比率

8 連結実質赤字比率 [p14]

一般会計だけでなく、公営企業会計や国民健康保険事業などの公営事業に係る特別会計を含めた、当該団体の全会計を対象とした実質赤字(公営企業については、資金不足額)の標準財政規模に対する比率

9 実質公債費比率 [p14]

市債の元利償還金や公営企業の元利償還金へ繰り出される額、債務負担行為等の公債費類似経費が、標準財政規模から交付税に含まれる市債の元利償還金に充てられる分を除いた額に対して、どの程度になっているかを見ることにより、より厳密に一般財源に対しての借金返済に要する財政負担が重いか軽いかを示すもの

10 将来負担比率 [p14]

一般会計の市債残高や債務負担行為残高等に加え、一般会計以外の会計の地方債残高や公社及び組合等で一般会計が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模に対しどの程度になっているかをみることにより、将来の財政状況の悪化を未然に防止し、中長期的な視点に立った財政の健全性を確保することを目的としている

11 普通会計 [p16]

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分

12 ユニバーサルデザイン [p17]

高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や